

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	只今より、第263回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には石井地区の戒能泰隆委員と、和気地区の木本健郎委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため久谷地区の石原廣紀推進委員に、御出席を願っています。よろしくお願いいたします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第10号までの10件の議案が提出されております。 それでは、議案第1号から第3号までを議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。令和7年5月28日から令和7年6月25日までに専決処理した案件は、1号議案の4条届出が8件、2号議案の5条届出が14件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、平成30年7月1日に設定された賃借権です。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。なお、解約後は別の農業者に売却するとしており、後ほど、4号議案の「農地法第3条許可申請」において、御審議いただくこととなっております。 2番、本件は、残存小作でございます。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしています。離作補償は無いとしております。 3番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和2年12月1日に設定された賃借権です。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。なお、解約後は別の農業者に貸し付けるとしており、後ほど、7号議案の「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において、御審議いただくこととなっております。

	4番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和2年12月1日に設定された賃借権です。本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。なお、解約後は別の農業者に貸し付けるとしており、後ほど、第7号議案の「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において、御審議いただくこととなっております。 5番、本件は、残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は売却するため、後日5条届出を提出する予定となっております。また賃借人に離作補償を支払うとしております。 6番、本件は、残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人の関係者へ売却するとしています。離作補償は無いとしております。 7番、本件は、農地法により、令和2年9月9日に設定された賃借権です。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしています。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第4号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	まず、先月、第262回総会において、本人保留の案件について御報告いたします。 先月の議案第4号6番、保留の案件は取下げとなりました。 それでは、今月の案件をご説明いたします。御手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件1件を、御説明いたします。8ページ8番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほ

	ど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 1 番、譲受人は、農地約 134 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 2 番、譲受人は、農地約 159 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番、譲受人は、農地約 4 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 4 番、譲受人は、農地約 23 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5 番、譲受人は、農地約 80 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、譲受人は、農地約 41 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 7 番、譲受人は、農地約 101 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番の譲受人は、冒頭に御説明した新規農業者の案件です。 9 番、10 番は、譲受人が同一ですので併せて御説明します。譲受人は約 314 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 179 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は1件で、8番であります。8番は、所在地が新浜地区でありますので森一成委員から説明をお願いします。
森一成委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、新浜地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件申請人は、児童養護施設や障害者支援施設などを行う社会福祉法人です。この度、国や県の方針に基づき、施設の小規模化及び家庭的養護を推進するため、新たに小規模な施設が必要となっています。そこで、既存の施設に隣接する本申請地に、地域小規模児童養護施設を建築したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 1番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、石原廣紀推進委員から説明をお願いします。
石原廣紀推進委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、児童養護施設や障害者支援施設の経営を行う社会福祉法人で、地域の児童福祉の拠点としての役割を担っています。国の方針に基づき、児童養護施設の小規模化と家庭的養護の推進を図るため、既存の施設の近接地に、新たに2棟を新設したいとしております。転用によっ

	て生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号を議題とします。事務局の説明を求めます。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、議案書記載の住所に居住しています。この度、一般国道33号松山外環状道路インター東線工事外の収用対象となり、今年度中に建物を解体し明け渡さなければならなくなりました。そこで、現在の住居から比較的近く、生活の変化が少ない本申請地に生活の本拠を移転するため、専用住宅を建築したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 2番、本件受人は、両親と同居し、農地約39アールを耕作する農家の後継者です。今般、議案書記載の内容にて、農家住宅を建築したいとしております。 また、本件申請地の一部は、許可を得ることなく、境界の錯誤により昭和51年から宅地として利用しており、今回、改めて違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は、伊予鉄道余戸駅から、おおむね500メートル以内に位置することから、第2種農地と判断されます。 3番、本件は第262回総会にて本人保留となっていました、取下げ願の提出がありましたので、取下げでございます。

	以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 なお、1番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第7号を議題とします。事務局の説明を求めます。
越智徹主査	それでは御説明いたします。 本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。 まず、12ページからの権利設定に関するものが10件、次に15ページの所有権移転に関するものが2件ございます。 12ページ1番、2番の譲受人は73アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 3番、4番、5番、13ページ6番の譲受人は約163アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権又は賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 7番の譲受人は約403アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 8番、9番の譲受人は約156アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 10番の譲受人は約107アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 15ページからは所有権移転になります。 11番の譲受人は約112アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営

	規模を拡大するとしています。 12 番の譲受人は約 171 アールを耕作する農業者で、田及び畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。貸借権等の権利の開始は令和 7 年 9 月 1 日の予定です。また、所有権移転の移転時期は令和 7 年 8 月 29 日の予定です。所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなとなっております。御審議のほどよろしく申し上げます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 8 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項等 3 号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号 1、2 の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正

	に耕作をされています。 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。本件についてご異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
山岡美明副主幹	それでは御報告いたします。 令和7年5月28日から、令和7年6月25日までに、専決処理した案件は25件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第10号を議題といたします。事務局の説明を求めます。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査に

	よる、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。御手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 本日、御審議いただく案件は、浅海地区の案件でございます。 私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。 番号1は、令和7年6月18日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地判断を依頼してきたものです。 申請人から事前相談があり、令和7年5月15日に、所在地である浅海地区の原田裕三委員と難波地区の高橋清委員、北条地区の篠原武司委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。3～11ページは、登記簿の写しです。12ページは、公図の写しです。13～25ページは、上空写真及び対象地を撮影した写真です。説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 所在地が浅海地区でありますので原田裕三委員からお願いします。
原田裕三委員	それでは、御説明いたします。 令和7年5月15日に、私と北条地区の篠原武司委員、難波地区の高橋清委員と事務局職員で現地調査を行いました。申請地は浅海地区で、申し出のあった土地は、浅海原乙205番2、乙207番、乙208番1、乙208番2、乙208番3、乙210番、乙211番1、乙211番2の合計8筆です。申請地は、申請者の義父が相続により取得し、主に柑橘を栽培していた樹園地でしたが、現地は日当たりが悪く、園地内は農機具や自動車が入るように整備されておりませんでした。義父が高齢となり労働力が不足し、平成7年頃から耕作されておらず、その後申請者の夫が相続しましたが、労働力不足は解消されず荒廃が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 これにて、本日の提出議案 10 件の審議は全て終了いたしました。次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
越智徹主査	私から、連絡事項がございます。 1 点目は、皆様にお配りしております「新・えひめ農地利用最適化推進 1・1・1 運動」の資料を御覧ください。農業会議より、資料のとおりお願いがありました。推進要領を確認いただき、農地利用の最適化に向けた農地の利用調整活動に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。 2 点目は、愛媛県農業会議からセミナーの御案内がありましたので、御手元に資料を配布させていただいております。本セミナーは事前登録制となっており、チラシのお申込み方法のところに表示されている QR コードを読み取るか、その下にある URL から予約フォームに入り、登録していただき、当日、オンラインで受講する形となっております。受講される方は手続きをお願いいたします。 3 点目は、利用状況調査についてのお願いでございます。 今年度も昨年と同じように、8 月から 10 月までの予定で、利用状況調査の実施を予定しております。実際の調査日時については、担当事務局員から各委員に別途事前調整させていただきます。委員の皆様におきましては、農繁期にあたり、お忙しい中かとは思いますが、御同行、御確認いただきますようお願いいたします。 最後に、次回の総会の日程です。 通常総会となります第 264 回総会は、令和 7 年 8 月 8 日 金曜日 午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 連絡事項は以上です。

寺井克之会長	以上をもちまして、本日の第263回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。 午前10時55分閉会